告示

○消費者庁告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日

消費者庁長官　内田　俊一
国土交通大臣　前原　誠司

第四中「申請を」の下に「当該申請に係る住宅の設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に」を加える。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○消費者庁
○国土交通省告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項の規定に基づき、建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成十四年国土交通省告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日

消費者庁長官　内田　俊一
国土交通大臣　前原　誠司

「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則」の下に「（以下「規則」という。）」を加える。

第一号イ中「同規則第三条第一項」を「規則第三条第一項」に改め、「設計評価申請添付図書（」の下に「当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合であって、」を加え、同号ハ中「同規則第五条第一項」を「規則第五条第一項」に改め、「場合」の下に「であって、当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合」を加える。

第二号ロ中「同規則第一条第十三号」を「規則第一条第七号」に改め、同号ニ中「同規則第十五条第一号ロ(1)若しくはハ(2)」を「規則第十五条第一号ロ(1)若しくはハ(2)」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三六二九	二二、四、三〇	森　滋昭
三六三〇	二二、四、三〇	樋口　俊輔
三六三一	二二、四、三〇	古川　和夫
三六三二	二二、四、三〇	黒井　朝久
三六三三	二二、四、三〇	根本　陽一
三六三四	二二、四、三〇	林田　俊一
三六三五	二二、四、三〇	居山　範男
三六三六	二二、四、三〇	稲垣　和英
三六三七	二二、四、三〇	尾谷　恒行
三六三八	二二、四、三〇	石毛　昭司
三六三九	二二、四、三〇	山根　章憲

○法務省告示第二百三十号

福岡県田川郡川崎町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年六月二十四日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、川崎町役場又は福岡法務局田川支局に照会すること。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

福岡県田川郡川崎町大字池尻六百八十二番地
渡部　佐**藏**

○法務省告示第二百三十一号

岩手県花巻市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

岩手県稗貫郡花巻町大字里川口第十二地割字川口町三十四番地
泉盛　アサ

○法務省告示第二百三十二号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
水戸地方法務局取手出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年六月一日
長野地方法務局佐久支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年六月一日
函館地方法務局江差支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年六月一日

○法務省告示第二百三十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名	加藤聖子
生年月日	千九百七十四年十二月二十四日
国　籍	日本国

○法務省告示第二百三十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名	ブライアン・クレイトン・ウィーラー
生年月日	千九百七十五年九月二十一日
国　籍	アメリカ合衆国

○法務省告示第二百三十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国オハイオ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名	アンソニー・デマルコ
生年月日	千九百六十五年八月二十五日
国　籍	アメリカ合衆国

○法務省告示第二百三十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名	ジョージ・チャップマン・ギブソン
生年月日	千九百六十七年十二月十四日
国　籍	連合王国

○法務省告示第二百三十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年五月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名	デイビッド・トーマス・ホールズワース
生年月日	千九百七十六年三月三十日
国　籍	連合王国